昭和10年9月15日受付
[illegible] 77

(1)

外云々外二三項相違し[illegible]会社は
従出し回答期日を七月十九日午前十時迄と制限す。[illegible]回答は全
たとへゴム部従業員より要求なくとも、E/S部に対しての回答が原案
工場の回答となすの意向ありし故、E/S部の回答は[illegible]
治になれる今日、只二三項相違せる条項に対しての回答が[illegible]
決定未発表なるを以てゴム工組合の要求通りの回答日を以て
回答する事を約す。
十八日(月曜)午后三時三十分、会社はE/S部三名の委員(外に記録
工一名)を重役会議室に招き(会社側は重役及社員幹部計
七名出席)回答事項につき詳細説明し回答書を交附す。
E/S部委員は許否を速に答すべき権限なければ全提出者に
諮り会社よりの回答に就き承認又は不承認の通知を十九日
午前九時までになす事を約し午后四時三十分会議室を辞去
す。十九日午前九時E/S部三名委員は「会社は誠意あ
る回答云々と云ふけれども我等の要求提出者は全要求が容れられ
ざるを以て会社の誠意云々を認めず、よって会社の回答を
認めず」との回答をなす。この日午前七時に入門のE/S部従業
員は殆ど真面目に就業せず時刻の経過と共に漸々怠業
状態に陥る。午后に入りては其怠業振り一層甚だしきた
めに会社側はE/S部従業員が会社の誠意ある
回答に対してこれ以上不合理の行為を黙許する能はず

断乎たる処置を執るの以前、平和的に争議解決の手段あれば、
其手段を執るべき意向を以てE/S部従業員全部に「会社の誠
意ある回答につき従業員が同じく誠意を以て酬ゆべき事、従
業員が目下執りつつある怠業の穏かならざる事、会社今日の
立場として要求全部が容れられざる事情、世界財界の不景気
極度なる今日内争のため従業員または会社が不幸を見る
の非なる事」等につき、警告として反省せしむべく三委員に其
旨通告せしに、委員は従業員の代表者として会社が全要
求を容るるに非ざれば、吾等は会社より何等さるる警告又は
訓示を聞くの必要なしと、にべなく会社よりの提案を拒絶し
怠業を継続す。
一方ゴム部に対する回答は午前十時、四名の委員を会議室に
招き、回答事項を詳述し、回答書を交付す。委員は会
社の回答に対する要求者の承認又は不承認の回答を同日午
后五時に致す旨を約し退出す、時正に十二時。回答書交付後
会社よりゴム部従業員要求者に対して前記E/S部に警告
せしと同様の訓示をなし、従業員は須らく会社の誠意ある
回答に酬ゆるに決して軽挙妄動の行為なき様伝達すべきを
宣す。ゴム部委員は、この会社よりの訓示を全部記憶し
[illegible]